第二十三条の四中「（第七号）」を「（第八号）」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。
第二十三条の五中「前条第三項第七号」を「前条第三項第八号」に改める。
第二十四条第三十三項及び第三十四項中「区分し」を「区分をし」に改める。
第二十六条中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「同項」を「同項第七号」に改める。
第二十九条の二第三項に次の一号を加える。
五　家屋について行う第六項に規定する基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）
第二十九条の二第九項中「又は」を削り、「定めた」を「定め、又は第六項の規定により基準を定めた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。
6　法第三十八条の二第二項第六号イに規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。
第二十九条の三第五項中「以下この項及び次項」を「次項」に、「当該経営贈与承継期間の末日の翌日から一年を経過するごとの日」を「同項第三号ロに規定する特定基準日」に改め、「（贈与特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「翌日」を「翌日から当該基準日」に、「」とする」を「から同日以後最初に到来する経営贈与報告基準日」とする」に改め、同条第六項中「第三十八条の三第一項第三号」を「第三十八条の三第一項第三号ロ」に改め、同条第十二項中「以下この項及び次項」を「次項」に、「当該経営承継期間の末日の翌日から一年を経過するごとの日」を「同項第三号ロに規定する特定基準日」に改め、「（特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「翌日」を「翌日から当該基準日」に、「」とする」を「から同日以後最初に到来する経営報告基準日」とする」に改め、同条第十三項中「第三十八条の三第三項第三号」を「第三十八条の三第三項第三号ロ」に改め、同条第十九項中「以下この項及び次項」を「次項」に、「当該経営相続承継期間の末日の翌日から一年を経過するごとの日」を「同項第三号ロに規定する特定基準日」に改め、「（相続特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「翌日」を「翌日から当該基準日」に、「」とする」を「から同日以後最初に到来する経営報告基準日」とする」に改め、同条第二十二項中「第三十八条の三第五項第三号ロ」に改め、同条第二十八項から前項までの規定は、同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項の経営承継受贈者が租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた同項の特例受贈非上場株式等につき同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けることとなった場合について準用する。
第二十九条の七第一項第四号中「第四十二条第十九項」を「第四十二条第二十項」に、「同条第二十二項（同条第二十四項」を「同条第二十三項（同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改める。
第五章の章名を次のように改める。

第五章　登録免許税法等の特例

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

（信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税）

第三十一条の五　法第四十条の五に規定する政令で定める施設は、公共施設その他の公益的施設と一体となった建築物であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
一　当該建築物中公用又は公共の用に供される部分の床面積の合計が、当該建築物の床面積の二分の一未満であること。
二　当該建築物中公用又は公共の用に供される部分の整備に要する費用の額の合計額が、当該建築物の整備に要する費用の額の合計額の二分の一未満であること。
2　法第四十条の五に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条本文の登記につき登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）その他登録免許税に関する法令の規定（同条の規定を除く。）により計算した金額に、同条に規定する特定施設中公用又は公共の用に供される部分以外の部分の床面積の合計が当該特定施設の床面積の合計のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。
第五章中第三十二条の三の次に次の一条を加える。

（株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例）

第三十二条の四　法第四十一条の四に規定する政令で定める業務は、株式会社商工組合中央金庫が東日本大震災の被災者に対して行う資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けに係る業務として経済産業大臣が定めるものとする。
2　経済産業大臣は、前項の規定により同項に規定する業務を定めたときは、これを告示する。
第三十五条第三項第二号中「第九十条の十三」を「第九十条の十五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三十五条第三項第二号の改正規定　平成二十四年五月一日
二　第十八条の三第四項の表租税特別措置法施行令第三十七条の三第三項の項の次に次のように加える改正規定及び第二十三条の三第五項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十二第三項の項の次に次のように加える改正規定　平成二十五年四月一日
三　第十条第八項の改正規定（「第五条の四第八項」を「第五条の四第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条の二第八項の改正規定（「第五条の四第八項」を「第五条の四第九項」に改める部分に限る。）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
四　第十二条の二の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の次に一条を加える改正規定、第十二条の四の改正規定（「第五条の九」を「第五条の七」に改める部分を除く。）、第十七条の二の次に一条を加える改正規定、第十七条の三の次に一条を加える改正規定、第十七条の四の改正規定、第二十二条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十二条の三第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第二十二条の四の改正規定（「同項第六号」を「同項第五号」に改める部分及び「同項第七号」を「同項第六号」に改める部分を除く。）並びに次条、附則第四条及び附則第六条の規定　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日
五　第十五条第一項及び第二項の改正規定並びに第十五条の二の改正規定　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日
（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　前条第四号に定める日が同条第三号に定める日前である場合には、同日の前日までの間における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十二条の二の二の規定の適用については、同条第四項中「第五条の四第九項」とあるのは、「第五条の四第八項」とする。